

告示第 65 号

太子町販路拡大展示会等出展支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

太子町販路拡大展示会等出展支援事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、太子町の中小企業者等の販路拡大活動を支援し、その取引拡大を通じて地域経済の活性化を図るため、中小企業者等が行う製品等の積極的な販路開拓に係る費用の一部に対し、予算の範囲内において太子町販路拡大展示会等出展支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第 2 条 補助対象者は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 町内に主たる店舗若しくは事業所を有する者又はその者で構成された団体であること。
- (2) 町税を滞納していない者
- (3) 太子町暴力団排除条例（平成 25 年条例第 7 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当していない者

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、太子町外及び海外で開催される展示会、見本市、商談会、その他これに類似するもので、即売を主目的としないものへの出展とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に該当する経費とする。

- (1) 会場借上費
- (2) 展示装飾費
- (3) 印刷製本費
- (4) 広告宣伝費
- (5) 運搬費
- (6) 旅費

- (7) 人件費（展示会等への出展に伴い、臨時に雇い入れをする場合の経費に限る）
- (8) 通訳・翻訳料
- (9) その他、補助事業の実施に必要な経費であると町長が認めるもの
（補助金の額及び交付回数）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、10万円を上限とする。

2 補助金申請者は、1会計年度あたり1回限り、補助金の交付を受けることができる。

（補助金の交付手続き等）

第6条 補助金の交付申請、交付決定、事業計画の変更及び実績報告その他の手続きは、太子町補助金等交付規則（平成18年規則第1号）に定めるところによる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項については、町長が別に定める。